

防犯カメラ管理運用細則

設定 平成 29 年 5 月 14 日

霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合は(以下「組合」という)は、共用敷地内に設置する防犯カメラ及び関連機器(以下「防犯カメラ」という)を的確に運用するため、本細則を定めるものとする。

(目的)

- 第 1 条 防犯カメラにより映像録画中であることを明示し、共用部分等における迷惑行為及び犯罪行為などを抑止する。
- 2 共用部分等で各種法令に抵触する事件が発生した場合、当該事件についての警察等の捜査機関(以下「警察等」という)の捜査活動の一助とする。

(設置場所等)

- 第 2 条 設置場所は敷地内入口等とし、防犯カメラの新設、増設については、総会の決議によるものとする。
- 2 防犯カメラ取付位置の変更、撤去、設置角度については、理事長及び営繕担当で決定し、理事会の承認を経るものとする。
 - 3 防犯カメラの映像記録の範囲は、共用部分等及び敷地内とする。

(録画及び記録画像の保存)

- 第 3 条 防犯カメラによる共用部分等の録画(以下「記録画像」という)は、機材の保守点検修理の場合を除き、継続的に録画する。
- 2 記録画像は 2 週間保存することとし、保存期間を経過した記録画像は消去する。ただし、理事会は必要に応じて、この保存期間を延長することができる。

(記録画像の閲覧及び提供)

- 第 4 条 第 4 条 理事長は次の条件を満たす場合に限り、理事会の決議を経て、記録画像の閲覧の決定をすることができる。ただし、緊急を要し理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断により閲覧ができる。この場合において理事長は、事後理事会に報告を行うものとする。
- ① 共用部分等で故意または過失による破損、損傷などが発生した場合
 - ② 共用部分等で各種法令に抵触する行為による被害の申し出が発生した場合
- 2 記録画像閲覧に際しては、理事長を含め 2 名以上の理事が立ち会うものとする。また必要に応じて警察又は自治会防犯関係者の立会を依頼することができる。
 - 3 各種法令に抵触する行為に関して、警察からの記録画像の提供を求められた場合、理事会四役の決定を経て、記録画像の閲覧と画像提供をすることができる。尚、事後理事会に報告を行うものとする。
 - 4 記録画像の閲覧に際しては、閲覧申請書に必要事項を記入し、閲覧後はその原本を保管する。尚、閲覧が承認されなかった場合もその申請書を保管する。

(役員等の守秘義務及び細則外事項)

- 第 5 条 記録画像の閲覧に立ち会った組合理事及び自治会防犯関係者は、知り得た事柄を何人にも漏らしてはならない。
- 2 この細則に定めのない事項については、理事会の審議によるものとする。

(附 則)

この細則は、防犯カメラ設置・稼動日から施行する。

